

## 令和2年度 五木村内事業者等安全PR事業 委託仕様書

### 1. 委託事業名

五木村内事業者等安全PR事業

### 2. 目的

新型コロナウイルス感染症が広がりを見せる中、五木村内の観光客等も減少しており、関連する事業者等の収入も大きく減少している。このような中、新型コロナウイルス感染症対策設備備品購入等により感染症対策を行っており、安全に事業継続している事業者の安全PRを行い、五木村への集客促進を行う。

また、新型コロナウイルス感染症第3波の収束後に村の安全宣言を行う映像を作成し、オンライン上の動画共有サービス等のメディアで配信する。五木村の観光資源である豊かな自然、観光施設、特産物等のPR映像の作成も併せて行う。

### 3. 委託内容

#### (1) 村内事業者及び施設等安全PR用ロゴ及びグッズ等作成

新型コロナウイルス感染症対策を行い、安全面に配慮している村内の事業者を安心して利用してもらうためのPRを行うグッズ等の作成。

##### ① PR事業用ロゴ作成

当事業専用のPR標語及びロゴの作成

##### ② 村内事業者及び施設等安全PR用ステッカー作成

村内事業者及び施設数分(計約60枚)のステッカー作成

(事業者が安全であることを表示する店頭に貼付するステッカー)

##### ③ ポスター作成

村内事業者及び施設等安全PR用のポスター作成

##### ④ 衛生用アメニティグッズ作成

PR用ロゴを印刷したアメニティグッズの作成

#### (2) 新型コロナウイルス感染症第3波収束後の安全宣言PR映像作成及び 広報

現在、新型コロナウイルス感染症の第3波が拡大を続けているが、村内事業者及び施設が感染症対策を十分に行っており、安全であることをPRする映像媒体を作成する。

また、その映像、画像等を用いて、五木村全体が感染症対策を十分に行

っており、安全であることをオンライン上の動画共有サービス他メディア等で発信・広報を行う。

(3) 五木村内観光PR映像等の作成

五木村の観光資源である豊かな自然、観光施設、村の特産物等についてのPR動画等を作成し、新型コロナウイルス感染症第3波がある程度収束した後に、村外からの観光客の集客のための各種メディア等を活用した広報活動を行う。

4. 委託期間

契約日から令和3年（2021年）3月30日まで

5. その他

- ① 受託者は、本業務において知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
- ② 本仕様書及び委託契約書に定めのない事項については、委託者と受託者の協議のうえ定めるものとする。